

## 金明昌元年建

## 「西京普恩寺重修釋迦如來成道碑」について

—金代仏教史の一侧面—

桂 華 淳 祥

## はじめに

金朝の仏教教団に対する政策は、その発展・信仰の弘通を積極的に望むものではなく、国家の社会政策・経済政策のひとつとして肅正の方向で行なわれたものであるが、それに仏教教団が如何に対応したかといふこともまた興味ある問題である。この点について少数ではあるが手がかりを与えてくれるのが石刻資料である。

此の度中国に滯在する機会を得、現在も残る当時の石碑のいくつかを実際に見ることができた。それらのほとんど

は既に石刻資料集などとして出版され、身近に検索できるものであるが、直接その石碑を見ることによって、碑の形態・刻石の様子など出版されている書籍では得られない事実を知ることができる。そのひとつに「大金西京大普恩寺重修釋迦如來成道碑」にみられる書者名・立石者名の欠字がある。この碑文は『山右石刻叢編』卷二三に収録されている他、水野清一氏「大同善化寺石刻錄」に紹介されており、両者とも判読できない文字として空欄になっている。実際に石碑をみると、確かに判読不可能な状態であるが、それは長い年月にわたる風化摩滅やひび割れといった自然

条件によるものではなく、鑿の跡もはつきりと残る人為的なものであることが確認された。このような故意による抹消という事実は、碑文を考える上で興味深い問題である。そこで本稿では、この欠字となっている人物を比定しつつ碑の持つ意味を考え、当時の仏教教団の動向の一侧面について私見を述べてみたい。

「大金西京大普恩寺重修釋迦如來成道碑」は山西省大同市内にある善化寺に保管されている。碑題にみえる「西京」とは金代の大同府、「普恩寺」は現在の善化寺であるから、碑は当時の場所にそのまま残っていることになる。

大同は古くから外辺の異民族との関係において甚だ重要な地で、西北方面防衛の拠点であったことから、金朝も最初、華北へ進出するにあたってまずこの地を攻略し、以後五京のひとつとして重要な位置にあつた。またこの地方は、北魏時代曇曜によって開鑿された雲崗の石窟や、同じ頃から文殊菩薩の住地と信じられ、以後文殊信仰の中心となつた五台山に代表されるように、古くから仏教信仰の盛んな所もある。さらに大同市内の上下華嚴寺、善化寺をはじめ、周辺の渾源県の永安寺、応県の仏宮寺釈迦塔など、遼

金時代の建造物として著名な仏寺が多く、その活動が盛んであったことが知られる。しかし善化寺の歴史について詳しく述べる資料は少なく、水野清一氏が昭和十四年この寺に赴かれた時の報告として寺に残存する碑文四種を紹介され、それによれば、唐の開元年間（七一三～七四一）の創建で開元寺と名づけられ、後唐の清泰三年（九三六）銅鐘が鋳造されて、同年名を普恩寺と改められた。遼の保大二年（九三三）金軍が大同に攻め入った時焼失、金の天会六年（一二一八）から皇統三年（一二四三）までの十五年を要して再建された。この再建の事情を記した「大金西京普恩寺重修大殿記」が大定十六年（一一七六）に建てられ、続いて明昌元年（一二九〇）ここに取り上げた「重修釋迦如來成道碑」が建てられている。その後明代に入り、正統十年（一四五五）に寺名を現在の善化寺に改められて、万曆四年（一五七六）再び修復され、同十一年（一五八三）「重修善化寺記」が建てられた。清朝になつてからは、康熙四十七年（一七〇八）三たび修復され、同五十五年（一七一六）鐘樓・僧房などを建造した。さらに乾隆五年（一七四〇）四度目の修復事業がなされ、「重修善化寺碑記」が建てられた。これが各碑文より知られる善化寺の歴史であるが、これに最近の情況を付け加え

ると、一九六一年三月四日、中華人民共和國國務院によつて全国重点文物保護單位に指定され、修復ののち現在は山西省文物管理委員会によつて管理されている。金代の修復事業に關しては「重修大殿記」に、通玄文慧大師円滿を中心とした多くの仏教徒の協力によつて修復されたことが記されており<sup>(3)</sup>、「重修釋迦如來成道碑銘」建造を遡ること四十年余、「重修大殿記」の建立まではわずか十四年ということで、明昌元年頃も同様の厚い信仰活動のあつたことを容易に察することができる。

ところで、大同にはもうひとつ規模の大きな寺院華嚴寺がある。

清寧八年（一一〇六）建華嚴寺、奉安諸帝石像・銅像。

（『遼史』卷四一 地理志 西京大同府）

とあり、創建の年次には問題はあるが<sup>(5)</sup>、遼代より帝室と関係が深かつたようだ大雄宝殿には遼朝諸帝の石像・銅像が安置されている。また金代には

大定六年（一一六六）三月甲寅、上如西京、……戊辰、

至西京、……五月戊申、幸華嚴寺、觀故遼帝銅像・石像、詔主僧謹視之。

（『金史』卷六 世宗紀）

と世宗が華嚴寺に詣でており、華嚴寺は遼金時代を通じて帝室と関係があつたものと思われるが、普恩寺については

そのような記事はみられない。このようなところが両寺の相異として認めることができよう。

## 二

大金西京大普恩寺重修釋迦如來成道碑銘并序

（本文省略）

太原王勃記

明昌元年十一月初八日

三綱寺主沙門法暉

尚 座

清明

都維那 道顯同建

奉政大夫試國子祭酒兼翰林直學士知制誥同修國史党懷英  
篆額

銀青榮祿大夫柱國金源郡開國公食邑一千戶食實封貳伯戶

□書

皇□ 起復開府儀同三司判西京留守大同尹兼本路兵馬都

總管食邑一萬戶食實封壹阡戶大功德主□□立石

碑の本文（紙面の都合で省略）は、後記に示されているよううに王勃の撰による「釋迦如來成道記」である。王勃（六

四九・六七六)は、字を子安といい、絳州(山西省)龍門出身の唐代の著名な詩人である。<sup>(6)</sup>したがって本文 자체は唐代に著されたものをそのまま用いているのである。この王勃撰「釋迦如來成道記」は、蔣清翊の『王子安集註』卷十、「大日本統藏經」史伝部に唐の道誠の註を付して収められている他、『全唐文』卷一八二にも収められている。碑の本文「釋迦如來成道記」については、水野清一氏が『王子安集註』・『大日本統藏經』と大同の華嚴寺内に残る明の成化元年(一四五五)に建てられた「華嚴寺釋迦如來成道記碑」<sup>(8)</sup>と对照して校訂され、善化寺に存する「釋迦如來成道碑」<sup>(9)</sup>とこの三種とは別系統のものであることを指摘しておられる。同じ大同の地にありながら、華嚴寺藏と善化寺藏の系統が異なることはおもしろい。また、この「釋迦如來成道記」を用いた石碑は、善化寺・華嚴寺の二種にとどまらず、すでに宋代元豐五年(一〇八二)、湖州(浙江省)帰安の飛英寺に建てられている。<sup>(10)</sup>これら「成道記碑」の系統をみると、ことも仏教教団の動向を知る手がかりとなろう。ともあれ、宋以後の仏教界において「成道記」を用いて石碑を建立する風潮があつたようで、この碑もそれを踏襲して行なわれたものと思われる。

後記にはまず本文の撰者王勃の名、立石の年月日、そし

て石碑建立にかかわった三人の僧名が記されている。僧についてはその詳しい経歴等を知り得ない。統いて篆額者・書者・立石者である。篆額者は党懷英であり、伝は「翰林學士承旨文献党公碑」(『閑閑老人滏水集』卷十一所収)の他、『中州集』卷三・『金史』卷一二五にみえている。大定二十年(一一八〇)に進士に合格、諸官を歴任し、この碑の建てられた明昌元年には国子祭酒兼翰林直學士知制誥同修國史であり、碑文にみえる官職と合致する。彼は詩・文・書にすぐれた才能をもち、金代を代表する知識人である。特に篆書にすぐれ、唐の李陽冰の後、第一人者であつたといわれている。  
書者および立石者については、最初に述べたようにその名前の部分が人為的に抹消されているので判読することができない。また立石者の上部二字目も故意に削落されており判読しにくいが、或いは「伯」かと思われる字形がうかがえる。さらに書者名の部分には「玉」偏、或いは「至」偏の左端のような形跡がみられるのみである。しかし幸いに両者とも爵位・職官・食邑が記されているので、これを手掛りとして抹消されている人物を探つてみよう。まず両者ともに記されている食邑についてみると

凡食邑、封王者萬戸、實封一千戸、郡王五千戸、實封

五百戶、國公三千戶、實封三百戶、郡公二千戶、實封  
二百戶、郡侯一千戶、實封一百戶、郡伯七百戶、縣子  
五百戶、縣男三百戶、皆無實封。

（金史）卷五五 百官志 食邑

とある。これを碑文の食邑と対比させると、書者の場合「食邑二千戸食實封貳伯戸」とあり郡公にあたる。すなわち「金源郡開國公」である。同様に立石者についてみれば、「食邑一萬戸食實封壹阡戸」と封王に対し与えられるものである。冒頭の「皇□」ともあわせて、宗室で当時王に封ぜられた人物であることが知られる。そこでさらに爵位・職官をもとに諸伝をみると、立石者として世宗の子完顔永中が浮び上ってくる。

(永中) 大定二十五年、……是歲與章宗及永功等、並  
加開府儀同三司、……章宗卽位、起復判西京留守、進  
封漢王、……明昌一年四月、進封并王、三年、判平陽  
府事、進鎬王。

〔金史〕卷八五 永中伝

と、それぞれの年次をみることができる。大定二十五年（一八五）弟の章宗・永功等とともに開府儀同三司を加えられ、章宗即位の時すなわち大定二十九年（一八九）に判西京留守となり、明昌三年（一九二）判平陽府事に改められるまでその職にあつたことがわかる。さらに重要なこと

は、判西京留守に「起復」していることである。「起復」とは喪に服しているものを、その明ける前に役職に復起させることをいい、永中伝・碑文ともにこの語が明記されている。また永中は建碑時（明昌元年）の皇帝章宗の父の兄すなわち「伯父」であり、章宗からみて「伯父」にあたる人物はこの永中だけなのである。したがって「皇」下の欠字はまさに「伯」であり、僅かに残った字形と一致するのである。これらのことから立石者は完顔永中と考えて誤りなかろう。ちなみに『山右石刻叢編』の撰者胡聘之はこの立石者について考証を加え、同じく世宗の子である永蹈としているが、彼の伝には碑文の記事と合致するものはみえない。考証する中で生じた誤りと思われる。書者については、碑文にみえる爵位に相当する人物に、立石者と認められる永中の子完顔瑜と、永中の弟永功の子である完顔璣が浮び上がる。瑜については

（大定）二十六年、……是歲世宗賜諸孫名、石古乃曰瑜、……章宗卽位、……特加石古乃銀青榮祿大夫。

（金史）卷八五 永中伝

考証する中で生じた誤りと思われる。書者については碑文にみえる爵位に相当する人物に、立石者と認めらる永中の子完頼瑜と、永中の弟永功の子である完頼璽が上る。瑜については

(大定)二十六年、……是歲世宗賜諸孫名、石古乃曰瑜、……章宗卽位、……特加石古乃銀青榮祿大夫。

と、章宗即位の時、すなわち大定二十九年に銀青榮祿大夫を加えられている。璣については

(璫) 大定二十七年、加奉國上將軍、明昌初、加銀青

榮祿大夫。

〔金史〕卷八五 永功附璣伝)

とみえている。また「玉」偏「至」偏の形跡が残る点も、兩者とも「玉」偏であつて是非を下すには至らない。ここでは瑜・璣の両名の可能性を指摘するにとどめておく。ところでの時代の仏教関係の石刻資料をみると、立石者の多くは村落の一般民衆、或いは地方の有力者である。<sup>⑩</sup>その中にあって永中が功徳主立石者としてみえるこの碑は、宗室の仏教とのかかわりを示すものとして注意しなければならない。

### 三

功徳主として立碑事業に参画した永中は、どのような環境によつて仏教に対する認識を深め、尊崇するようになつたのであらうか。この点について少し触れておきたい。

碑の建立された頃の金朝領内の宗教活動については

(大定二十七年十二月) 甲申、上諭宰臣曰、人皆以奉道崇佛、設齋讀經爲福、朕使百姓無冤、天下安樂、不勝於彼乎、爾等居輔相之任、誠能匡益國家、使百姓蒙利、不惟身享其報、亦將施及子孫矣。

〔金史〕卷八 世宗紀)

広く盛んに行なわれていたことがうかがえる。このような市井の仏教活動に少なからず影響を受けたであろうが、それとともに永中にとって最も身近な宗室内での影響を大きな要素として考えねばならない。

永中自身については、この碑以外に仏教とのかかわりあいを示す記事は認められない。しかし父世宗については、金朝統率者として教団に対して統制的政策をとり、反面個人的には仏教を深く信奉する態度を取つていたこと、また世宗が仏教に対する親近的な態度を示すに至つた理由として、渤海人である世宗の生母李氏(貞懿皇后)の熱心な仏教尊崇の姿勢が影響して、いたことなどが指摘されている。<sup>⑪</sup>永中の母元妃張氏も仏教信仰に関する事跡はみいだせないが、

元妃張氏、父玄徵、母高氏、與世宗母貞懿皇后蕭季親、  
世宗納爲次室。  
〔金史〕卷六四 世宗元妃張氏伝)

とみえるように、永中の外祖母高氏と世宗の生母貞懿皇后とは姻戚関係にあることから、張氏を次室としてむかえたと伝えている。張玄徵が遼陽の渤海人であり、その同族には出家して僧尼となつたのも二人認められ、また仏教信仰の厚い貞懿皇后と高氏とがつながりを持っていたというところから、高氏や張氏に仏教に対する素要があつただろう

ことは容易に察せられる。また永中の実弟永功に關しては、應州僧與永功有舊、將訴事于彰國軍節度使移刺胡刺、求永功手書與胡刺爲地。(『金史』卷八五、永功伝)とあり、僧と親しく交流していたことがうかがえる。さらに永功の子璫については、幼有俊才、能詩工書、自號樗軒居士、……正大間、余

(劉祁) 入南京、因訪僧仁上人、會公至、相見欣然。

#### 〔帰潛志〕卷二

自ら樗軒居士と号し、仏僧との交流もあったことがうかがえる。その他、宗室の仏教信仰については、章宗の再三にわたる仏寺への行幸や外護をはじめ

(顯宗) 昭聖皇后劉氏、遼陽人、……性聰慧、凡字過目不忘、初讀孝經、旬日終卷、最喜佛書。

#### 〔金史〕卷六四 顯宗昭聖皇后伝

と、章宗の生母である昭聖皇后が仏教に関心をもっていたことが記されている。さらに章宗の妃李師兒がその子忘隣の幸福を祈願して僧道に対して度牒三千道を与えたこと、(15)また洪輝については、病気が愈したことへの報謝として無量寿經一万卷を印刷したことなど、宗室の仏教信仰の事例をみることができる。しかし碑文の書者と目される永中の子璫についてはそれに関する記事はみられない。

このように金朝宗室の仏教信仰は、統治下の漢人社会の文化として徐々に攝取されていったことは勿論であるが、遼陽の渤海人子女の宮廷内での影響も多大であり、この仏教信仰は、時を追って宗室内に浸透していくのである。このような環境の中についた永中が仏教に親近感をもち、尊崇の思いが育つていったのは当然のことであり、この碑に彼の仏教信仰の一端を見る事ができるのである。

次にこの人為的な削落がいつ、どのような理由によつて行なわれたのか考へてみたい。

まず碑文に関する記録としては、先に示した水野氏「大同善化寺石刻錄」・『山右石刻叢編』(光緒二十四年・一八九八年刊)があり、ともに両人名を欠字としているほか、北京図書館所蔵拓本(光緒年間へ一八七五～一九〇八年)拓)でもこの部分は判読できない状態となっている。さらに乾隆四一年(一七七六年)刊『大同府志』には

金西京大普恩寺重修釋迦如來成道記碑、明昌元年、試國子祭酒兼翰林直學士知制誥同修國史史官懷英篆額、銀青榮祿大夫柱國金源郡開國公食邑一千戸食實封貳百戸  
閔名書、開府儀同三司判西京留守大同尹兼本路兵馬都

總管食邑一萬戸食實封壹千戸大功德主閥名立石。

〔大同府志〕卷六 古蹟

と碑の存在を記しているがやはり書者名・立石者名は欠字であり、これより遡った記録は残念ながらみいだせない。

また碑面にみえる故意の削落は書者名・立石者名だけでなく、立石者の皇室内での立場（皇帝の伯父）を示す文字「伯」にまで及んでいる。このようなことから抹消された人物が直接的、或いは間接的にその原因をなしているのではないかということが考えられる。そこで永中自身の動向をみると、立石後間もなく「以罪賜死」という記事を見るのである。

事の起こりは、永中の生母元妃張氏の兄である張汝弼の妻高陀幹の行状である。

故尙書右丞張汝弼、永中母舅也、汝弼之妻高陀幹、自大定間畫永中母像、奉之甚謹、挾左道爲永中求福、希覬非望。

〔金史〕卷八五 永中伝  
とみえるように、高陀幹が永中の母元妃張氏の像を書いてこれを奉じ、永中が帝位につかんことを祈願したというのである。伝は続いて

明昌五年、高陀幹坐詛祝誅、上疑事在永中、未有以發也。

とあり、また元妃張氏の伝にも同様の記事を述べた後、

明昌五年、高陀幹誅死、事連汝弼及永中、汝弼以死後

事覺、得不追削官爵、而章宗心疑永中、累年不釋。

〔金史〕卷六四 世宗元妃張氏伝

とあるように、明昌五年（一一九四）高陀幹は誅せられたが章宗の永中に対する疑いは解けなかつた。永中伝はさらに続いて

會鑄王傅尉奏、永中第四子阿离合憲、因防禁嚴密、語涉不道、詔同簽大陸親府事章・御史中丞孫卽康鞠問、并求得第二子神土門所撰詞曲有不遜語、家奴德哥首永中嘗與侍妾瑞雪言、我得天下、子爲大王、以爾爲妃、詔遣官覆按狀同。

〔同 永中伝〕

と、折しも永中の第四子阿离合憲の言葉が不謹慎であったことが問題となり、取り調べたところ、さらに第二子神土門が撰した詩曲に不遜の語があることがわかり、また永中が侍妾に対して「自分が天下を取つたら子は大王にしよう。爾は妃にしてやろう。」と言つたということが家奴の供述で明らかになつた。章宗はこれについて諸官の議を経たが、結果として

（明昌六年五月）乙未、判平陽府事鑄王永中以罪賜死、并及二子、丁酉、詔中外。  
〔金史〕卷十 章宗紀

詔賜永中死、神徒門・阿離合憲等皆棄市、……妻子咸州安置。

(同 永中伝)

永中に死を賜わり、神徒門・阿離合憲を死刑に処し、妻と残る子供を威州に幽閉した。明昌六年(一一九五)五月のことである。その後については

(泰和七年二月) 丁巳、詔追復永中・永蹈王爵。

(『金史』卷十二 章宗紀)

初章宗誅鄭王永蹈・趙王永中、久頗悔之、(泰和)七年、下詔追復舊封、仍賜謚。

(『金史』卷十三 衛紹王紀)

とみえるように、章宗自らが行った永中・永蹈への処置を悔やみ、泰和七年(一一〇七)王爵を復し謚を賜わっている。

永中についてみれば十二年後のことである。しかし威州に幽閉された一族に対してはきびしく、三十余年の後、天興元年(一二三三)やっと自由を与えられたが、もはや金朝の命脈は風前の灯であった。<sup>⑯</sup>

これが永中が死を賜わった直接の理由であるが、そこには章宗と永中をはじめとする諸王との複雑な関係、さらには章宗に世継ぎがないことからの嫉妬も加わった宗室内の根深い争いがうかがえるのである。<sup>⑰</sup>したがつてこの事件の評価も

永中父子皆死、時論冤之。(『金史』卷九九 孫即康伝)  
と永中にとっては冤罪とする見方が強い。また章宗自身も、彼に対する処置を悔いていることからもその実態が察せられる。このような事後の評価であるが、ともかく永中は明昌六年に謀反の意あるものとして死を賜わったのであり、このことが書者名・立石者名そして章宗の伯父という立場をあらわす「伯」字をも削落させる要因となつたと思われる。

一方社会に目を転ずると、この碑の建てられた時期は金朝一代を通じて仏教教団に対する政策が多機にわたって集中的に出されたのである。

大定二十九年十一月、上封事者言、乞放二稅戶爲良、省臣欲取公牒可憑者爲准、參知政事移刺履謂、驗真僞難明、凡契丹奴婢今後所生者悉爲良、見有者則不得典賣、如此則三十年後奴皆爲良、而民且不病焉、上以履言未當、令再議、省奏謂不拘括則訟終不絕、遂遣大興府治中烏古孫仲和・侍御史范楫、分括北京路及中都路二稅戶、凡無憑驗、其主自言之者、及因通檢而知之者、其稅半輸官、半輸主、而有憑驗者悉放爲良。

(『金史』卷四六 食貨志 戸口)  
章宗が即位した大定二十九年(一一八九)二稅戶の廃止が論

議され、憑験のあるものは悉く良民とした。また同様の記事として

章宗初即政、議寵僧道奴婢、太尉克寧奏曰、此蓋成俗

日久、若遽更之、於人情不安、陛下如惡其數多、宜嚴

立格法、以防濫度、則自少矣、襄曰、出家之人安用僕

隸、乞不問從初如何所得、悉放爲良、若寺觀物力元係

奴婢之數推定者、並合除免、詔從襄言、由是二稅戶多

爲良者。

〔金史〕卷九四 内族襄伝

とみえている。要するに寺院の奴婢となつてゐる二稅戸を解放し、仏教教団を肅正して租税の增收をはかったのである。また

明昌元年正月、上封事者言、自古以農桑爲本、今商賈之外、又有佛老與他游食、浮費百倍、農歲不登、流殍相望、此末作傷農者多故也、上乃下令、禁自披剃爲僧道者。

〔金史〕卷四六 食貨志

と明昌元年正月、僧・道士の消費が国家の基礎である農事を圧迫しているということで自ら剃髪して僧・道士となることを禁止している。

(明昌元年六月) 甲辰、勅僧道三年一試。

〔金史〕卷九 章宗紀

さらに同年六月、三年に一回の試験によつて僧、尼、道士、

女冠に公據が給される制度が確立された。<sup>㊷</sup> これも宗教教団の肅正を意味するものである。また翌明昌一年二月には親王及び高官との接触に制限が加えられている。

(明昌二年一月壬辰) 勅親王及三品官之家、毋許僧尼道士出入。

〔金史〕卷九 章宗紀

そしてその実例と思われる記事が次の様にみえている。

明昌二年(王翛)改知大興府事、時僧徒多游貴戚門、

翛惡之、乃禁僧午後不得出寺、嘗一僧犯禁、皇姑大長

公主爲請、翛曰、奉主命、卽令出之、立召僧、杖一百

死、京師肅然。

〔金史〕卷一〇五 王翛傳

これが何を目的として行なわれたものか説明はない。宗教教団が親王や高官と結びついて勢力を拡大することを防ごうとしたのか、或いは親王や高官の仏・老への妄信を抑制しようとしたのか、いずれにしてもこのような措置は宗教教団に対する規制であることはちがいない。さらに翌明昌三年には「釋道之流不拜父母親屬」の問題まで及び、唐の開元二年の詔勅にのつとつて、以後父母を拝することを制としたのである。

(明昌三年三月) 癸巳、尚書省奏、言事者謂、釋道之

流、不拜父母親屬、敗壞風俗、莫此爲甚、禮官言、唐

開元二年勅云、聞道士・女冠・僧・尼不拜二親、是爲

子而忘其生、傲親而徇於末、自今以後、並聽拜父母、  
其有喪紀輕重及尊屬禮數、一准常儀、臣等以爲宜依典  
故行之、制可。

(『金史』卷九 章宗紀)

不拜父母に対する規制は金朝治下になつてはじめてのことである。これは礼敬という精神生活の面からの肅正であり、朝廷の佛教教団に対する抑圧策がこれまでの經濟面に加えてさらに厳しくなったことを示すものである。これら一連の宗教政策は、必ずしも必要に迫られて行なわれたといふものではなく、章宗即位にあたり、新たに宗教教団に対する取り締りの規約を強化することが目的であったと思われる。しかし施行された以上、前記王翛伝にみえる禁を犯した僧に例えられるように厳しく取り締られたであろうから、

佛教教団は常にその規制に注意を払わねばならない情況に

おかれていた。このような時、功德主であつた永中が死を賜わり、その旨が天下に公表された。普恩寺にとつて謀反者永中の建立した石碑の存在は国家に対する面、また民衆に対する面からも極めて不利益なものとなる。そこで石碑の存続をはかりながら永中等との関係を否定するためにその名を削り取つたと考えができるのではないかろうか。

最後に、片書だけでは判断できなかつた碑文の書者について、この事件をふまえて一言しておこう。完顏瑜(石古乃)自身には何も咎められるような行状はなかつたようであるが、父と第二人の不祥事に連坐して威州に幽閉された。それに対して完顏璫にはこの事件とのかかわりは全くみうけられず、以後も取り沙汰されるようなことはなかつた。これによつて、書者は瑜であつたと考へるのが尚一層有力になるのである。この事件によつて罰せられた人物の名を抹消したと考へることができよう。

### おわりに

以上、大同の善化寺に残る「大金西京普恩寺釋迦如来成道碑」に認められる人為的次字を中心考察を加えてきた。そこには世宗の第一子完顏永中が立石者として浮びあがり、宗室の佛教信仰的一面を認めることができた。また故意に削り取られた理由としては、碑が建てられてわずか五年後、佛教教団の活動がきびしく抑制されるという情況のもとで、立石者永中が宗室内の争いによつて謀反者として死を賜わつたことで、それとの関係を否定するためになされたもの

と考えられる。これは一面では、宗室内の抗争が一寺院の碑文にも影響をおよぼしていることを示すものであるとともに、この行為が統治者による強制でなかったにしても寺院側の国家に対する従属的立場をあらわすものといえよう。これを金代佛教教団の流れにおいてみると、大定二年（一一六二）に経済政策を目的として行なわれた寺觀名額の発売に対して、多くの既存の信仰組織が活動し、多数の名額を購入したことを佛教教団の積極的な対応とするならば、ここにみられる態度はその消極的な対応といえるのである。事件から十二年後、永中の爵位は回復したが、抹消された石碑上の名は再び刻まれることはなかった。

## 註

- ① 水野清一氏「大同善化寺石刻錄」（『東方學報』京都第十冊 第四分昭和十五年一月）所収。
- ② 水野氏前掲論文。四種の碑文とは「金西京普恩寺重修大殿記」（大定十六年八月一日建）・「重修善化寺記」（万曆十一年三月既望建）・「重修善化寺碑記」（乾隆五年季夏建）ここに取り上げる「普恩寺重修釋迦如來成道碑」（明昌元年十二月八日建）である。各碑とも現在も善化寺に保存されている。
- ③ 遼末以來、禹羅鋒鑪、樓閣飛鳥塚、堂殿聚瓦礫、前日棟宇、所僅存者、十不三四、驕兵悍卒、指爲一列屯、而喧寂

頓殊、掠憾俘獲、紛然錯處、而垢淨俄變、殘僧去之而飲泣、遺黎過之而增歎、閱歷滋久、散亾稍還，於是寺之上首、通玄文慧大師圓滿者、思童戲於畫沙、感宿因於移磯、發勇猛心、得不退轉、捨衣孟凡二十萬、與其徒合謀協力、化所難化、悟所未悟、開戶羅之壇、闡虛含之教、以慈爲航、遂其先登之志、以信爲門、咸懷後至之恥、於斯時也、人以須達自期、家用給孤相勉、咸謾至願、爭捨所愛、彼髓腦支体、尙無所吝、況百骸外物哉、於是釐幣委珠金、脫袍鬻裘裳者相系于道、累月逾時、殆無虛日、經始於天會之戊申、落成於皇統之癸亥。

④ 同様の記事が『金史』にもみえている。

〔大金西京普恩寺重修大殿記〕

⑤ 有遼帝后像、在華嚴寺。（『金史』卷二十四 地理志 大同集）昭和八年七月所収

⑥ 『舊唐書』卷一九〇上・『新唐書』卷二〇一。  
⑦ 水野氏前掲論文。

⑧ 『八瓊室金石補正』卷一〇五・『兩浙金石志』卷六所収。

⑨ ただし削りとられた二字については、その文字の残形からみて「永中」という二字が刻まれていたとするには疑問が残る。或いは当時の封号であった「鎬王」と刻まれていたとも考えられる。

⑩ 例えば「寶雲寺佛殿記」（『山右石刻叢編』卷一九所収）・「雄山先師殿記」（『修大雲院記』（同卷二）所収）に立石者として記されている李植なる人物である。『山右石刻叢編』の

編者胡聘之は、長治金碑、多植立、蓋時之富而能施者。と述べている。

(11) 外山軍治氏「金代遼陽の渤海人と仏教」(『塙本博士頌寿記念仏敎史學論集』昭和三六年二月所収) 参照。

(12) 同様の記事が『金史』卷八三張汝弼伝にみえている。

(13) 外山軍治氏「金朝治下の渤海人」(『金朝史研究』昭和三九年十月所収) 参照。

(14) 野上俊静氏「金帝室と仏教」(『遼金の仏教』昭和二八年九月所収) 参照。

(15) 元妃李氏師兒、……(泰和二年)十二月癸酉、志隣生滿三月、勅放僧道度牒三千道、設醮于玄真觀、爲志隣祈福。

(金史)卷六四 章宗元妃李氏伝

また同様の記事が『金史』卷九三志隣伝にみえている。

(16) 洪輝、本名訛論、承安二年五月生、彌月封壽王、閏六月壬午、病急風、募能醫者加宣武將軍、賜錢五百萬、甲申、疾愈、印無量壽經一萬卷報謝、衍慶宮作普天大醮七日、無奏刑名、仍禁屠宰。

(金史)卷九三 洪輝伝

(17) 衛紹・鎬厲二王家屬、皆以兵防護、且設官提控、巡警之嚴過於獄犴、至是、衛紹宅二十年、鎬厲宅四十年、正大間、

朝臣屢有言及者、不報、愛實乃上言曰、二族衰微、無異四庶、假欲爲不善、孰與同惡、男女婚嫁、人之大欲、豈有幽

囚終世、永無仇讐之望、在他人尚且不忍、況骨肉乎、哀宗感其言、始聽自便、未幾、有青城之難。

(金史)卷一一四 斜卯愛實伝)

(18) 外山軍治氏「金の章宗と李妃」(『大阪外國語大學學報』第二九号昭和四八年二月所収) 参照。

(19) 野上俊静氏「二税戸考」(『遼金の仏教』所収)・張博泉氏「遼金『二税戸』研究」(『歴史研究』一九八三年二号所収) 参照。

(20) 凡試僧尼道女冠、三年一次、限度八十人、差京府幕職或節鎮防禦佐貳官二員、僧官二人、道官一人、司吏一名、從人

各一人、厨子二人、把門官一名、雜役三人、僧童能讀法華經分爲四帙、每帙取二卷、卷舉四題、讀百字爲限、尼童試經半部、與僧童同、道士女冠童行念道德・救苦・玉京山・消災・靈寶度人等經、皆以誦成句、依音釋爲通、中選者試官給據、以名報有司、凡僧尼官見管人及八十、道士女冠及三十人者放度一名、死者令監壇以度牒申部毀之。

(金史)卷五五 百官志 礼部  
と、この時施行されたものと思われる記事がみえている。

(21) 拙稿「金代の寺觀名額発売について」(『大谷大學真宗総合研究所研究紀要』創刊号 一九八三年所収) 参照。

(本学助手 東洋史学)